

令和3年9月1日改正 豊橋市保育料徴収額表

階層区分	世帯区分	利用者負担額 (月額・円)給食費込		利用者負担額(月額・円)							
		3歳未満児 (0~2歳児クラス)		3歳以上児 (3~5歳児クラス)		満3歳以上児					
		保育認定 2、3号認定		保育認定 2号認定		教育認定 1号認定					
		標準時間	短時間	保育料	副食費	保育料	副食費				
1	生活保護世帯	-	0	0							
2	市町村民税 所得割非課税世帯	-	0	0							
3	市町村民税 所得割課税世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500	0	0	0			
4-1		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500						
			その他の世帯	15,700	14,800						
4-2		57,700円以上 73,000円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500				【ひとり親世帯等】 … 0	【その他の世帯】 ・第1子、第2子 … 実費 ・18歳未満第3子以降 … 0 ・同時在園第3子以降 … 0	0
			その他の世帯	15,700	14,800						
5-1		73,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500				0	0	0
			その他の世帯	22,200	20,900						
5-2		77,101円以上 116,000円未満	-	22,200	20,900				・第1子、第2子 … 実費 ・18歳未満第3子以降 … 0 ・同時在園第3子以降 … 0	0	・第1子、第2子 … 実費 ・18歳未満第3子以降 … 0 ・同時在園第3子以降 … 0
6		116,000円以上 163,000円未満	-	30,300	28,600						
7		163,000円以上 209,000円未満	-	39,000	36,900				・同時在園第3子以降 … 0	0	・同時在園第3子以降 … 0
8	209,000円以上 340,000円未満	-	48,000	45,600	(24,000)	(22,800)					
9	340,000円以上 397,000円未満	-	53,000	50,400	58,000	55,200					
10	397,000円以上	-	(29,000)	(27,600)							

- 階層区分認定は、父母のみの税額によりますが、父母が市町村民税を課税されていないときは、同一世帯の祖父母の税額による場合があります。(教育認定は、父母の課税の有無に関わらず、児童を扶養している者の税額を合算します。)
- この表の年齢区分は、クラス年齢によるものとします。(年度途中は年齢区分の変更を行いません。)
  - \* 3歳未満児：平成30年4月2日以降に生まれた児童
  - \* 3歳以上児：平成27年4月2日～平成30年4月1日に生まれた児童
- 同一世帯から他の保育園、認定こども園、幼稚園等を利用している児童を含め、2人以上入園の場合、2人目は( )内の額、3人目以降は無料となります。
- 市町村民税所得割課税額57,700円未満(4階層の一部まで)の世帯は、カウントする子の年齢に関係なく、世帯の2人目以降は無料となります。  
ただし、カウントする子は保護者と生計が同一の場合に限ります。
- 18歳未満の児童が2人以上いる世帯の2人目は( )内の額、3人目以降は無料となります。
- 次の世帯(ひとり親世帯等)について、市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯の1人目の徴収額は、各階層の「ひとり親世帯等」の額、2人目以降は無料となります。
  - 児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当の支給対象世帯
  - 母子父子家庭等医療費助成の対象世帯
  - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
- 上記3～6に該当する世帯については、各々の児童に最も有利となる取扱いによる徴収額とします。
- この表の市町村民税所得割課税額は、4月から8月分までは令和2年度分、9月分以降は令和3年度分を適用します。(配当控除、外国税額控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を行う前の税額を使います。)
- 副食費 国の免除と市の軽減について  
副食費は実費を施設が徴収しますが、以下に該当する場合は無料となります。実費は施設により異なります。  
(国の免除)
  - 保育認定における市町村民税所得割課税額57,700円未満(4階層の一部まで)の世帯、教育認定における市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯は、副食費が無料となります。
  - 「ひとり親世帯等」について、保育認定における市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯は、副食費が無料となります。
  - 同時在園児3人目以降は副食費が無料となります。(教育認定は、小学校1～3年生までの兄弟がいる場合、その児童もカウントします。)
 (市の軽減)  
上記国の免除に該当しない、18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の副食費は無料となります。(申請が必要となります。)